

Ⅷ. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

(1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

福祉事務所、くらし支援課並びにハローワークと連携して就労の相談を実施しています。

ひとり親家庭の就労相談を行ったうえで自立支援プログラムを作成し、市役所内の常設ハローワーク窓口につなぐことで、きめ細かな支援を行いました。また、児童扶養手当現況届会場に各種案内チラシの設置、希望者には母子・父子自立支援員等の相談につなぐなどの取組みを行いました。

ひとり親家庭相互の交流、生活の質の向上のための生活支援講座、相談事業等の実施を通じて、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、生活の支援を行う母子父子福祉センターが令和6年(2024年)3月にリニューアルオープンしました。

同センターでは、センター職員による日常生活における悩み全般の相談に加え、弁護士による法律相談(平日夜間・土曜日に実施)と専門相談員による養育費や親子(面会)交流の取り決めに関する相談(平日昼間に実施)を行っています。また、レクリエーション事業は、クリスマス会や母と子のバスツアーなどを開催し、109人の参加者がありました。



■令和5年度(2023年度) 母子父子福祉相談(母子父子福祉センター) 延べ353件の内訳■

相談種別	ひとり親家庭の悩み全般 (月曜～金曜)	弁護士による法律相談 (第2・4水曜、第1・3土曜)	専門相談員による相談 (第3木曜)
件数	250件	73件	30件
主な相談内容	離婚後の支援内容について	離婚に際して生じる権利(親権・財産分与等)問題について	公正証書、養育費について

(2) 就業支援

職業訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金は延べ132件、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金は5件の給付を行い、ひとり親の経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援しました。

児童扶養手当の手続き等の機会をとらえた母子・父子自立支援員の就労相談の他、ハローワークや地域就労支援センター(豊中しごと・くらしセンター)と連携し、ひとり親家庭の生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムを36件策定しました。

また、母子父子福祉センターにおいて日商簿記検定試験3級取得講座や介護職員初任者研修等の

就労支援講座を実施し、延べ 448 人の参加がありました。

(3)子育て・生活支援

ひとり親家庭の方、離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が相談に応じ、生活の安定、自立に必要な情報提供や支援を行いました。

疾病や冠婚葬祭などの社会的事由や、技能習得のための通学などの自立促進に必要な事由が生じた世帯へのヘルパー派遣に加え、ファミリー・サポート・センター利用料を補助する事業により、ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しました。

■母子・父子自立支援員相談■ 令和5年度（2023年度）実績

内 容	件 数
生活一般（就労・家庭紛争・住宅等）	463件
児童（養育教育等）	40件
生活援護（貸付・児童扶養手当等）	363件
その他（母子生活支援施設等）	3件
合 計	869件

■ひとり親家庭等日常生活支援事業■ 令和5年度（2023年度）実績

利用区分	利用者の負担額 ※所得の状況に応じて異なる	利用 世帯数	延べ 利用回数
① <u>子育て支援（ファミサポ利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員*の居宅 （2時間以上から時間単位での利用）	1時間あたり 0円～150円	6世帯	22回
② <u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅 （1時間以上から時間単位での利用）	1時間あたり 0円～300円	2世帯	2回

《利用（例）》技能習得のための通学や就職活動、疾病、事故等、冠婚葬祭や出張、学校等の行事のとき

離婚等生活環境の激変、残業等就業上の事由（所定内労働時間を除く。小学生までの子を養育する場合）

(4)経済的支援・養育費の確保

■母子父子寡婦福祉資金貸付事業■

2019年度～2023年度貸付実績

	新規(件)	継続(件)	合計(件)
2019年度	6	26	32
2020年度	5	15	20
2021年度	1	14	15
2022年度	1	8	9
2023年度	0	2	2

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療費助成を実施し、就学資金の相談については母子父子寡婦福祉資金貸付金の案内を行いました。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、文部科学省の制度である給付型の奨学金や減免制度の充実により、貸付件数は減少傾向となっています。

食費等の物価高騰に対する経済的支援として国制度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（子ども一人あたり 5 万円）をひとり親家庭に給付しました。

養育費確保のための取組みとして令和 4 年（2022 年）9 月から開始している養育費請求に関する弁護士費用補助の利用について、5 件の利用がありました。また、公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用を補助する公正証書等作成促進補助金は 31 件の利用がありました。

（５）子どもへの支援

ひとり親家庭の中高生を対象とした学習支援教室を母子父子福祉センターで実施しました。民間委託事業者の講師（大学生など）が自習形式で指導するとともに、生徒からの様々な相談に応じています。原則毎週土曜日の開講と夏季・冬季の特別講習会で年 54 回実施し、延べ 571 人が参加しました。

また、専門学校等の推薦入試を受験する子どもの学費について貸付相談等の時間的余裕ができるよう、奨学金制度の説明会を 6 月に実施しました。



学習支援教室の様子